

建築基準法施行規則 新旧対照表

平成30年9月25日 施行

改正前	改正後
<p>(敷地と道路との関係の特例の基準)</p> <p>第10条の2の2</p> <p>法第43条第1項ただし書の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること。</p> <p>二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員4メートル以上のものに限る。)に2メートル以上接すること。</p> <p>三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接すること。</p>	<p>(敷地と道路との関係の特例の基準)</p> <p>第10条の3</p> <p><u>法第43条第2項第一号の国土交通省令で定める道の基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</u></p> <p>一 <u>農道その他これに類する公共の用に供する道であること。</u></p> <p>二 <u>令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道であること。</u></p> <p>2 <u>令第144条の4第2項及び第3項の規定は、前項第二号に掲げる基準について準用する。</u></p> <p>3 <u>第43条第2項第1号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に関する基準は、延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計)が200平方メートル以内の一戸建ての住宅であることとする。</u></p> <p>4 法第43条第2項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>一 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有すること。</p> <p>二 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員4メートル以上のものに限る。)に2メートル以上接すること。</p> <p>三 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であつて、道路に通ずるものに有効に接すること。</p>